総務

1 庁 舎(総務課)

(1) 市庁舎建築概要(本館)

所在地 桃園町2番1号

敷地面積 17,703.15 m²(センターと同一)

建築面積 4,692.59 ㎡ 延床面積 19,409.70 ㎡

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造り、

一部鉄筋コンクリート造り

階 層 地下2階 地上7階 塔屋2階

完 工 昭和45年12月25日

(2) 市庁舎建築概要 (総合センター)

所在地 桃園町2番1号

敷地面積 17,703.15 m²(本館と同一)

建築面積 3,359.95 m²

延床面積 22,587.79 m²

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造り、

一部鉄骨造り

階 層 地下1階 地上15階 塔屋2階

完 工 平成5年12月28日

主用途 中央図書館、生涯学習センター及び

行政部門

2 統 計 (総務課)

高槻市では、法定受託事務として、各種基幹統計調査を実施するとともに、統計調査員の確保及び資質 向上を図るため、統計調査員候補者登録要綱を定め、調査を円滑に実施するための体制づくりに努めてい る。

また、統計資料の収集・整備等を行い、行政関連業務統計・各種基幹統計調査結果を中心に編集した「高 槻市統計書」と、年齢別・町丁字別の「高槻市の人口」を作成し、本市の基礎的な統計資料として行政内 部及び一般利用者に提供している。なお、「高槻市統計書」と「高槻市の人口」をホームページに掲載し、 利便性の向上を図っている。

3 情報公開制度(法務ガバナンス室)

開かれた市政の実現を図り、知る権利の保障に資するため、市の保有する情報を原則として公開することを定めた高槻市情報公開条例の適正な運用に努めている。

(1) 情報提供

「行政資料コーナー」に市の各種行政資料を収集、展示し、市民への閲覧を行うほか、市の発行した 有料刊行物の展示を行っている。

また、文書管理システムから抽出した文書件名等をホームページで公開し、情報提供を行っている。

(2) 情報公開請求

令和6年度の情報公開請求は、1,459件(文書件数)であった。

(3) 審査請求等

高槻市行政不服等審査会(以下「審査会」という。)では、情報公開制度に関する事項として、非公開 決定等に対する審査請求について審査するほか、情報公開制度の重要事項について調査審議している。

(4) 会議の公開

市民と行政が情報を共有し、協働のまちづくりを推進することを目的として、審議会等の会議の公開制度を実施している。市役所本館1階エレベーター前の掲示板や市の広報・ホームページに公開する会議を公表し、会議の内容についても、行政資料コーナーで会議録等の閲覧ができるほか、市のホームページにおいても審議の概要や答申を閲覧することができる。

(5) 市の出資法人等の情報公開制度

市がほぼ全面出資している出資法人及び市の公の施設を管理する指定管理者では、情報公開申出制度 事務要領を作成し、市に準じた情報公開制度を実施している。

4 個人情報保護制度(法務ガバナンス室)

公正な市政と個人の尊厳を確保し、市民の基本的人権の擁護に資するため、個人情報の保護に関する法律の適正な運用に努めている。

(1) 個人情報ファイル簿

令和6年度末現在の総件数は267件であった。

(2) 保有個人情報開示等請求

自己に係る個人情報の開示、訂正、利用停止の請求を受けて、保有個人情報の開示等を行うものである。令和6年度は、91件の請求がなされた。

(3) 審査請求等

審査会は、個人情報保護制度に関する事項として、保有個人情報開示請求等における非開示等の決定に対する審査請求について審査するほか、特定個人情報保護評価書の第三者点検及び個人情報保護制度の重要事項について調査審議している。

(4) 個人情報の保護に関する苦情の申出

市長は、個人情報の保護に関して苦情の申出があったときは、適切かつ迅速に処理するよう努めている。

5 職員採用·給与等(人事企画室)

(1) 採用退職関係(再任用職員除く)(令和6年度)

採用者数 81人 退職者数 99人

(2) 給与関係

① 初任給

区	分	等級-号給	初任給(円)
	高校卒 8-9		194, 500
一般行政職	短大卒	8 - 17	207, 400
	大学卒	8 - 25	220, 000
医 安 啦	大学卒	4 - 5	300, 300
医療職	博士課程卒	4 - 25	366, 200
技能職	18歳基準	4-13	205, 000

② 平均給料月額及び平均年齢の状況

区 分	平均給料月額(円)	平均年齢
一般行政職	324, 735	42.7歳
技 能 職	286, 422	46.1歳

(令和7年4月1日現在)

③ ラスパイレス指数の推移

令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
96.4	97.3	97.9	98.9

④ 諸手当

ア 扶養手当

•配偶者

(課長級以下) 3,000円

• 子

11,500円

·父母等 (部長代理級) 3,500円 (課長級以下) 6,500円

満15歳に達する日以降の最初の4月1日から満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子については1人につき5,000円を加算する。

イ 通勤手当

・ 交通用具利用者 (単位:円)

				2km以上	5㎞以上	10 km以上	15 km以上	20 km以上	25 km以上	30 km以上	35 km以上	40 km
			使用距離(片道)	5㎞未満	10 km未満	15 km未満	20 km未満	25 km未満	30 km未満	35 km未満	40 km未満	以上
1	種	類	自転車	2,000		7 100	10, 000	12, 900	15, 800	18, 700	01 600	04 400
1	生		自転車を除く交通用具	3, 600	4, 200	7, 100					21, 600	24, 400

- ※ 交通機関利用者 通勤定期券6か月分相当額支給。
- ※ 支給限度額は、1か月あたり50,000円。

ウ 住居手当

(借家) 家賃の額が27,000円を超えないときは家賃の額から16,000円を控除した額、 27,000円を超えるときは11,000円に家賃の額から27,000円を控除した額の2分の1に相当する額(その2分の1に相当する額が17,000円を超えるときは17,000円 とする)を加算した額(ただし、最高支給限度額は28,000円)

(持家世帯主) なし

工 管理職手当

役職名	支給額(円)
部長・理事	85, 000
部長代理・参事	80, 000
課長・主幹	64, 000
保育所長・認定こども園長・幼稚園長(副主幹級)	60, 000
幼稚園長(主査級)	56, 000

オ 期末・勤勉手当(令和6年度)

(単位:月)

区分	課長級(3等級)以上の一般職	左記以外	の一般職	特別職		
	6月期	12月期	6月期	12月期	6月期	12月期	
期末手当	1. 025	1. 075	1. 225	1. 275	2. 225	2. 325	
勤勉手当	1. 225	1. 275	1. 025	1.075	_	_	
計	2. 25	2. 35	2.25	2. 35	2. 225	2. 325	

(3) 旅 費

① 宿泊を要する経費

(単位:円)

② 日帰り旅行の日当(単位:円)

区分	職員	鉄道賃・船賃 及び航空賃	宿泊料	当	車賃	区分	片道 100 km 未満	片道 100 km 以上	片道 300 km 以上
1号	特別職の職員	旅客運賃等	13,000	3,000	実費	1号	なし	1,500	3,000
2号	一般職の職員	旅客運賃等	12,000	2,600	実費	2号	なし	1,300	2,600

[※] 旅行経路と通勤経路が重複する場合、定期券相当額の通勤手当の支給がある職員については、重複部分の旅費は支給しない。

(4) 特別職等の給料月額

(単位:円)

役	役 職 名		平成6年10月1日	平成4年10月1日	平成2年12月1日	
市		長	1, 065, 000	990, 000	920, 000	
副	市	長	935, 000	860,000	790, 000	
常勤	監査	委員	583, 000	540,000	(注) 500,000	
教	育	長	825, 000	770,000	710, 000	
企 業	管	理者	825, 000	770, 000	710, 000	

[※] 常勤の監査委員は平成3年6月28日から適用。

[※] 令和7年4月1日から令和9年4月30日までの間、上記の給料月額から市長は10%、市長以外は 5%減額して支給している。

(5) 職員数の推移

※各年度4月1日現在 (単位:人)



6 職員研修(人事企画室)

(1) 研修目標

将来の厳しい財政状況を見据え、少数精鋭の人員体制で行政運営を維持・向上させていくには、各職員が求められる職責を担えるよう、個々の能力を高めていくとともに、職員への意識づけを継続して行っていく必要がある。研修の実施にあたっては令和4年3月に改訂した人材育成基本方針に基づき、めざすべき職員像として定めている「使命感をもち、常に前向きな気持ちで取り組むことができる自律した職員」の育成にむけて各種研修を実施する。

職階別研修については「各職階に求められる役割を遂行し、課題を解決するために必要な研修」であると位置づけ、若手職員には公務員としての自覚や人権意識、基礎的な業務遂行力をまずは身に付けるとともに、組織全体をみながら主体的に行動できる人材に育成していくための研修を実施する。また、幹部職員を含めた管理職の職員には、前例踏襲によらず、時代に即した経営感覚をもって業務の改善と効率化を進め、限りある経営資源(ヒト・モノ・カネ)をいかに活用するかといったマネジメントを学び、働きやすい職場環境を構築して職員を計画的に育成していくための研修を実施する。

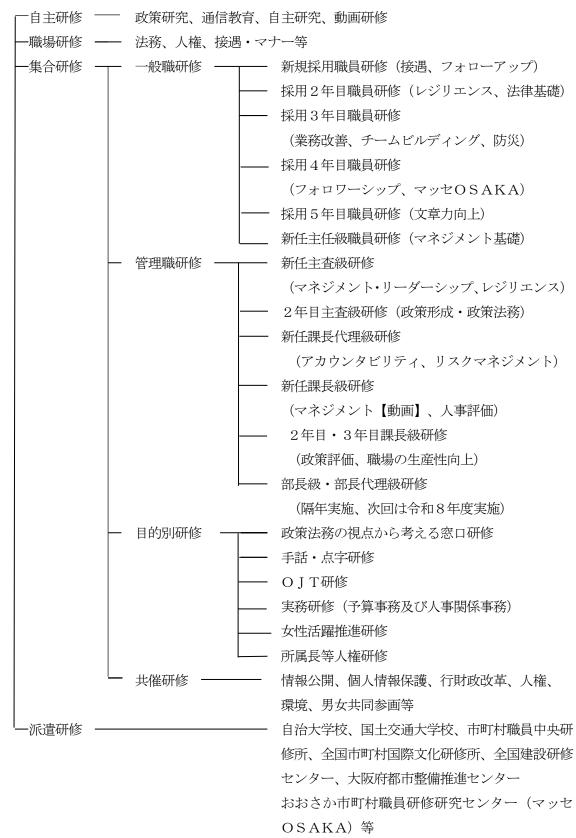
さらに、女性職員のキャリア開発やストレス耐性の強化をテーマにした研修など、社会情勢の変化に対応した研修や外部研修機関への積極的な職員派遣を実施するとともに、多様な受講環境に対応できる動画研修を新たに取り入れ、次の「研修方針」に掲げる6項目を特に重点に置いて職員研修を実施する。

(2) 研修方針

職員研修の重点目標として、(1)前向きに仕事に取り組む姿勢や心構え、地方公務員として最低限習得すべき、人権、法務、文書事務、財務などの知識の習得など、職員として働くうえで根幹となる資質の向上を図る一般職研修の実施、(2)組織目標を達成するために必要なマネジメントや部下育成など、各職階に求められる能力の向上を図る管理職研修の実施、(3)目的別研修の実施、(4)所管業務における専門能力等の開発支援①(派遣研修等の充実)、(5)所管業務における専門能力等の開発支援②(職

場研修等の充実)、(6) 自ら能力開発に取り組む意欲的な職員への支援の6項目を設定し、職員の職責に応じた研修を実施する。

(3) 研修体系



7 税務(税制課)

(1) 市税の内訳(税制課)

	年度	令和7年度当初	J予算額	令和6年度	決算額	令和6年度当初	刃予算額	
税目		予算額	構成比	決算額	構成比	予算額	構成比	
	法定普通税	千円 48,860,557	% 89. 96	千円 46, 362, 583	% 89 . 52	千円 45, 420, 993	% 89. 43	
	市民税	25, 914, 249	47. 71	23, 619, 848	45. 60	22, 803, 079	44. 90	
	内訳	22, 840, 773	42.06	20, 550, 768	39. 68	20, 064, 298	39. 50	
	月	3, 073, 476	5. 66	3, 069, 080	5. 93	2, 738, 781	5. 39	
普	固定資産税	20, 776, 599	38. 25	20, 522, 653	39. 62	20, 392, 552	40. 15	
\ -	← 固定資産税	20, 531, 987	37. 80	20, 278, 041	39. 15	20, 143, 718	39. 66	
通	内訳 国有資産等							
税	所在市交付金	244, 612	0.45	244, 612	0. 47	248, 834	0.49	
	軽 自 動 車 税	505, 209	0.93	497, 006	0. 96	486, 978	0.96	
	市たばこ税	1, 664, 500	3.06	1, 723, 076	3. 33	1, 738, 384	3. 42	
	特別土地保有税	0	0.00	0	0.00	0	0.00	
	法定外普通税	_		_		_		
	小 計	48, 860, 557	89. 96	46, 362, 583	89. 52	45, 420, 993	89. 43	
	入 湯 税	24, 903	0.05	25, 094	0.05	24, 385	0.05	
目的	事 業 所 税	1, 166, 119	2. 15	1, 195, 445	2. 31	1, 151, 688	2. 27	
税	都 市 計 画 税	4, 259, 507	7.84	4, 209, 792	8. 13	4, 192, 220	8. 25	
	小 計	5, 450, 529	10. 04	5, 430, 331	10. 48	5, 368, 293	10. 57	
	合 計	54, 311, 086 千円		51, 792, 914 千円		50, 789, 286 千円		
	対一般会計比率	36. 34%)	35. 01	%	36. 17%	0	

[※] 構成比については、端数処理のため、不突合が生じる場合があります。

(2) 市税の世帯・人口割負担額(税制課)

	年度				度	令和7年度	当初予算額	令和6年月	度決算額	令和5年度決算額		
税	税目		\	_	市民1人当り	1世帯当り	市民1人当り	1世帯当り	市民1人当り	1世帯当り		
						円	円	円	円	円	円	
	法	定	普	通	税	141,686	293, 732	134, 155	279, 204	135, 017	283, 756	
	市		民		税	75, 146	155, 787	68, 347	142, 243	70, 112	147, 349	
普	固	定	資	産	税	60, 248	124, 901	59, 385	123, 591	58, 469	122, 881	
通	軽	自	動	車	税	1, 465	3, 037	1, 438	2, 993	1, 382	2,904	
	市	た	ば	\sum_{i}	税	4,827	10, 006	4, 986	10, 377	5, 054	10,621	
税	特別土地保有税			税	0	0	0	0	0	0		
	法	定り	普本	通	税	-	-	-	-	_	_	
	小				計	141, 686	293, 732	134, 155	279, 204	135, 017	283, 756	

	入	湯	税	72	150	73	151	70	147	
目	事	業	f 税	3, 382	7, 010	3, 459	7, 199	3, 374	7,092	
目的税	都	市計	町 税	12, 352	25, 607	12, 182	25, 352	12, 018	25, 258	
	小		計	15, 805	32, 767	15, 713	32, 702	15, 463	32, 497	
É	合		計	157, 491	326, 499	149, 869	311, 906	150, 480	316, 253	
人口		」(人)		344, 852		345, 589		346, 972		
世帯数(世帯)			帯)	166, 3	344	166, 0)53	165, 097		

[※] 人口及び世帯数は各年の12月末の数字(ただし、令和7年度は令和7年3月31日現在)

(3) 市民税(市民税課)

納税義務者及び調定額の推移

			令和6	年度	令和 5	5年度	令和.	令和4年度		
	区	分	納 税 義務者数	調定額	納 税 義務者数	調定額	納 税 義務者数	調定額		
/III	普通徴収	均等割	人 29, 903	千円 88, 477	人 29, 227	千円 100, 972	人 28,616	千円 99,050		
個	徴	所得割	23, 217	4, 139, 348	25, 781	4, 215, 260	25, 430	4, 249, 295		
	4X	計	29, 903	4, 227, 825	29, 227	4, 316, 232	28, 616	4, 348, 345		
	特別徴収	均等割	143, 839	429, 241	142, 568	496, 835	142, 096	495, 288		
		所得割	131, 296	15, 870, 158	137, 871	16, 768, 976	137, 491	16, 383, 431		
人	収	計	144, 704	16, 299, 399	143, 460	17, 265, 811	142, 881	16, 878, 719		
	合 計		174, 607	20, 527, 224	172, 687	21, 582, 043	171, 497	21, 227, 064		
特	別徴収	義務者数	30, 784		29, 468		29, 386			
法	找	り等 割	6, 607	851, 480	6, 492	850, 060	6, 355	846, 565		
	法人税割		2, 904	2, 215, 867	2, 794	1, 918, 078	2, 755	1, 907, 107		
人	合 計		6, 607	3, 067, 347	6, 492	2, 768, 138	6, 355	2, 753, 672		

(4) 固定資産税(資産税課)

① 固定資産税納税義務者及び調定額の推移

現年課税分(過年度分含む)

		令和6年度		令和5	年度	令和4年度	
区	分	納税義務者数	調定額	納税義務者数	調定額	納税義務者数	調定額
		人	千円	人	千円	人	千円
土	地	108, 651	8, 133, 199	108, 363	8, 009, 209	108, 118	7, 960, 507
家	屋	107, 959	9, 445, 591	107, 709	9, 424, 825	107, 296	9, 163, 406
償却	資産	3, 233	2,691,885	3, 313	2, 600, 131	3, 041	2, 579, 638
小	計	123, 308	20, 270, 675	123, 224	20, 034, 165	122, 905	19, 703, 551
交亻	寸金	9	244, 612	14	248, 834	9	249, 791
合	計	123, 317	20, 515, 287	123, 238	20, 282, 999	122, 914	19, 953, 342

注1) 土地と家屋の納税義務者は重複があるため、小計・合計欄は不突合が生じます。

[※] 端数処理のため、不突合が生じる場合があります。

② 土地・家屋別 (概要調書による)

区分		ŕ	予和6年度	:	令和5年度		令和4年度			
		総数	前年比	構成比	総数	前年比	構成比	総数	前年比	構成比
		筆	%	%	筆	%	%	筆	%	%
	田	10, 185	98. 3	6. 1	10, 365	98. 1	6. 2	10, 571	97. 5	6.4
	畑	2, 294	99. 1	1.4	2, 314	98. 7	1.4	2, 344	99. 2	1.4
土	宅 地	136, 533	100.3	82. 1	136, 125	100.3	82.0	135, 716	100.2	81.8
	山林	8, 374	99. 9	5. 0	8, 381	98.8	5.0	8, 482	99. 5	5. 1
地	原 野	179	100.6	0. 1	178	101. 1	0.1	176	98. 3	0.1
	池沼	91	100.0	0. 1	91	98. 9	0.1	92	98. 9	0.1
	雑種地	8, 678	101.4	5. 2	8, 556	99. 9	5. 2	8, 562	103.6	5. 2
	計	166, 334	100.2	100.0	166, 010	100.0	100.0	165, 943	100. 1	100.0
<u>بــ</u> ـــ		棟	%	%	棟	%	%	棟	%	%
家	木造	81, 609	100. 1	69. 4	81, 560	100. 1	69. 3	81, 491	100.3	69. 3
屋	非木造	36, 045	99. 9	30. 6	36, 064	100. 1	30. 7	36, 037	99. 7	30. 7
)	計	117, 654	100.0	100.0	117, 624	100. 1	100.0	117, 528	100. 1	100.0

注1) 構成比については、端数処理のため不突合が生じる場合があります。

(5) 都市計画税納税義務者及び調定額の推移(資産税課) 現年課税分(過年度を含む)

		令和6年度		令和5年度		令和4年度	
区	分	納税義務者	調定額	納税義務者	調定額	納税義務者	調定額
		人	千円	人	千円	人	千円
土	地	103, 168	2, 222, 519	102, 752	2, 190, 829	102, 477	2, 178, 886
家	屋	102, 478	1, 985, 705	102, 208	1, 978, 430	101, 765	1, 927, 132
合	計	113, 246	4, 208, 224	113, 032	4, 169, 259	112, 917	4, 106, 018

注1) 土地と家屋の納税義務者は重複があるため、合計欄は不突合が生じます。

注2) 上表は非課税物件を除いたものです。

(6) 令和7年度市税の一覧(税制課)

 税目 ・個人均等割 3,000円 ・個人所得割 課税総所得金額の6% ・法人均等割 ※ 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、か行うもの又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなされを		
・個人所得割 課税総所得金額の6% ・法人均等割 ※ 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かったうもの又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなされる		
・法人均等割 ※ 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、か行うもの又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなされ 区 分 従業者数 税 率 資本金等の金額が 50 億円を超える 50 人超 360 万円 50 人以下 49 万2 50 億円以下である法人 50 人以下 49 万 2 50 億円以下である法人 50 人以下 49 万 2 50 億円以下である法人 50 人以下 19 万 2 10 億円以下である法人 50 人以下 19 万 2 10 億円以下である法人 50 人以下 19 万 2 1 億円以下である法人 50 人以下 15 万 6 1 億円以下である法人 50 人以下 15 万 6 1 6 万円以下である法人 50 人以下 15 万 6 1 6 万円以下の 法人 9本金等の金額が 1 千万円以下の 50 人超 14 万 4 上 記 以 外 の 法 人 6 万円 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1		
※ 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かってうもの又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなされた。		
区 分 従業者数 税 率 資本金等の金額が 50 億円を超える 50 人超 360 万円 50 人以下 49 万 2 50 人以下 19 万 2 50 人以下 15 万 6 50 人以下	つ収益事業を	
資本金等の金額が50億円を超える 50 人超 360 万円 50 人以下 49 万 2 50 人以下 49 万 2 50 億円以下である法人 50 人以下 49 万 2 50 億円以下である法人 50 人以下 49 万 2 50 億円以下である法人 50 人以下 19 万 2 10 億円以下である法人 50 人以下 19 万 2 10 億円以下である法人 50 人以下 15 万 6 10 億円以下である法人 50 人以下 15 万 6 10 億円以下である法人 50 人以下 15 万 6 14 万 4 14 万 4 15 人 14 万 4 15 人 16 円以下である法人 14 万 4 16 円以下である法人 16 円以下である法人 50 人超 14 万 4 16 円以下である法人 17 円以下の 16 円以下の 17 円以下の 17 円以下の 18 円 日本金等の金額が1千万円以下の 17 円以下の 18 円 日本金等の金額が1千万円以下の 10 円 日本金字の金額が11 日本金字の金字の金額が11 日本金字の金額が11 日本金字の金額が11 日本金字の金額が11 日本金字の金額が11 日本金字の金額が11 日本金字の金額が11 日本金字の金額が11 日本金字の金額が11 日本金字の金額が11 日本金字の金字の金額が11 日本金字の金額が	ıます。	
資本金等の金額が 10 億円を超え 50 人以下 49 万 2 210 万円 50 人以下 49 万 2 50 億円以下である法人 50 人以下 49 万 2 50 億円以下である法人 50 人以下 49 万 2 50 億円以下である法人 50 人以下 19 万 2 10 億円以下である法人 50 人以下 19 万 2 1 億円以下である法人 50 人以下 15 万 6 2 1 億円以下である法人 50 人以下 15 万 6 2 2 2 2 2 2 2 2 2	(年額)	
市 民 税	J	
市 民 税	千円	
市 民 税 資本金等の金額が1億円を超え 50 人超 48 万円 10 億円以下である法人 50 人以下 19 万 2 資本金等の金額が1千万円を超え 1億円以下である法人 50 人以下 15 万 6 資本金等の金額が1千万円以下の 50 人超 14 万 4 上 記 以 外 の 法 人 6 万円 14.7 ・法人税割 100 (平成 26 年 9 月 30 日までに開始した事業年, 100 12.1 (平成 26 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までに開始した事業年, 100 12.1 (平成 26 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までに開始した事業年, 100 12.1 (平成 26 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日また。		
市 民 税		
市 民 税 資本金等の金額が1千万円を超え 1億円以下である法人 50 人超 18 万円 資本金等の金額が1千万円以下の 50 人超 14 万 4 上 記 以 外 の 法 人 6 万円 14.7 ・法人税割 (平成 26 年 9 月 30 日までに開始した事業年 100 12.1 (平成 26 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日まで		
1億円以下である法人 50 人以下 15 万 6 資本金等の金額が 1 千万円以下の 50 人超 14 万 4 法人 上記以外の法人 6 万円 14.7 ・法人税割 (平成 26 年 9 月 30 日までに開始した事業年) 100 12.1 (平成 26 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日ま		
資本金等の金額が1千万円以下の法人 50 人超 14 万 4 上記以外の法人 6 万円 ・法人税割 (平成 26 年 9 月 30 日までに開始した事業年度) 100 12.1 (平成 26 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までに開始した事業年度)		
法人 14 万 4 上記以外の法人 6 万円 <td <="" color="1" rowspan="2" td=""><td><u> </u></td></td>	<td><u> </u></td>	<u> </u>
・法人税割 14.7 ・法人税割 (平成 26 年 9 月 30 日までに開始した事業年) 12.1 (平成 26 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日ま)		千円
・法人税割 (平成 26 年 9 月 30 日までに開始した事業年 100 12.1 (平成 26 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日 2]	
100 12.1 (平成 26 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日 a		
12.1 (平成26年10月1日から令和元年9月30日3		
12. 1	よでに盟始し	
- 100 た事業年度分)		
100 (20年末十度月)		
8.4		
	分)	
1.4		
・課税標準の —— 100		
固定資産税・免税点 土地 30万円未満		
家 屋 20万円 "		
償却資產 150 万円 "		

【種別割】

· 原動機付自転車

50cc以下(定格出力0.6kW以下) 年額 2,000円 125cc 以下かつ最高出力 4.0kW 以下 " 2,000 円 " 2,000円 50cc を超え90cc 以下(定格出力0.6kW 超0.8kW 以下) 9 0 cc を超え125 cc 以下(定格出力0.8kW超1.0kW以下) " 2,400 円 ミニカー *"* 3,700 円 ・二輪の小型自動車 6,000円 二輪のもの • 軽自動車 *"* 3,600 円 ・小型特殊自動車 農耕作業用のもの " 2,400 円 ッ 5,900 円 その他のもの

・軽自動車 (三輪・四輪)

初めて道路運送車両法による車両番号の指定を受けた年月(初度検査年月)により税率が異なります。

軽自動車	令和7年度の税額(年額)				
区分(三輪・四輪)	旧税率①	新税率②	重課税率③		
(660cc 以下)	初度検査年月が	初度検査年月が	①、②のうち、初度検査		
	平成 27 年 3 月まで	平成27年4月以降	年月から13年を超え		
			た車両		
三輪	3, 100円	3, 900円	4,600円		
四輪乗用自家用	7,200円	10,800円	12,900円		
四輪乗用営業用	5,500円	6,900円	8,200円		
四輪貨物自家用	4,000円	5,000円	6,000円		
四輪貨物営業用	3,000円	3,800円	4,500円		

軽自動車税

上の表の新税率②の対象車両のうち、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに新規取得した一定の環境性能を有する電気自動車や燃費基準達成車など (新車に限る)については、取得の翌年度(令和7年度)に限り税率が軽減され、次の表の④⑤⑥のいずれかの税率が適用されます。

軽自動車	軽課/令和7年度の税額(年額)				
区分 (三輪・四輪)	概ね25%軽減④	概ね50%軽減⑤	概ね75%軽減⑥		
(660cc 以下)	令和2年基準達成かつ	令和2年基準達成かつ	電気自動車及び		
	令和 12 年度燃費基準	令和12年度燃費基準	天然ガス自動車		
	70%達成車	90%達成車			
三輪	3,000円	2,000円	1 0000		
	(乗用営業用のみ)	(乗用営業用のみ)	1,000円		
四輪乗用自家用	適用なし	適用なし	2,700円		
四輪乗用営業用	5,200円	3,500円	1,800円		
四輪貨物自家用	適用なし	適用なし	1,300円		
四輪貨物営業用	適用なし	適用なし	1,000円		
			-		

	【環境性能割】 令和元年9月30日をもって府税である自動車取得税が廃止され、令和元年10月1日以後に取得された三輪以上の軽自動車(50万円を超えるもの)について、軽自動車税環境性能割が設けられました。 軽自動車税の環境性能割は、当分の間、市町村にかわって都道府県が賦課徴収することとされているため、車両の取得者が、府に対して、環境性能割の申告及び納税をし、都道府県から市町村へ徴収金として払い込まれます。
市たばこ税	令和3年10月1日から1,000本につき6,552円
特別土地保有税	・平成 15 年度以降の土地の保有又は取得に対する新たな課税は停止
入 湯 税	・宿泊する者 150 円・宿泊しない者 75 円
事 業 所 税	資産割各事業所床面積の合計面積 1 ㎡につき 600 円 免税点 1,000 ㎡以下従業者割従業者給与総額の 免税点 100 人以下
都 市 計 画 税	土地・家屋の課税標準の $\frac{0.3}{100}$
国有資産等所在市交付金	算定標準額(前年の3月31日現在において国有財産台帳等に記載された価格) の 1.4 100